

柔道整復療養費検討専門委員会の 議論の整理の各項目の状況等について

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(案)

第12回参考資料
29. 11. 20

第13回 柔一
30. 1. 31

1. 平成28年10月1日から施行するもの

①同一建物の複数患者への往療の見直し

第8回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費
検討専門委員会(平成28年11月2日)の資料を基に作成

2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの

②「亜急性」の文言の見直し

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み

⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする

⑨支給申請書様式の統一

3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

4. 継続的に実施するもの

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化

⑭不適正な広告の是正

6. 引き続き検討するもの

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの

⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集

⑯柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(現在の状況)

1. 平成28年10月1日から施行するもの

①同一建物の複数患者への往療の見直し(平成28年10月1日施行)

2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの

②「亜急性」の文言の見直し(平成30年6月1日施行)

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表(令和元年8月に事例を収集するための事務連絡を発出)

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定(平成29年10月1日施行)

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み(平成29年10月1日施行)

⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み(〃)

⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み(〃)
(さらに、平成30年4月の専門委員会において、患者が施術・請求内容を確認する取組について、平成31年中の実施に向け検討することとされた。)

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする(〃)

⑨支給申請書様式の統一(〃)

3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入(平成30年4月1日施行)

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更(施術管理者要件で対応)

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

4. 継続的に実施するもの

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化(継続)

⑭不適正な広告の是正(継続)

6. 引き続き検討するもの

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの

⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集(報告済)

⑯柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

③について

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

- 柔整審査会及び保険者において判断に迷って合議が必要となった事例等を収集するため令和元年8月5日に事務連絡を発出し、9月末を目途に収集を予定。

⇒ 239件の事例を収集。

今後、整理分析し、優先度を考慮の上、必要に応じ専門家の意見を聞いて公表する仕組みを構築。

判断に迷う事例(収集結果)

提出件数 239件(精査中)

柔整審査会: 国民健康保険団体連合会60件、全国健康保険協会18件

保険者: 全国健康保険協会26件、健康保険組合37件、市区町村98件

事例の分類 275件(精査中)

1. 負傷名及び算定部位 7
2. 初検料及び時間外加算等の算定 10
3. 往療料の算定 9
4. 再検料の算定 0
5. 近接部位の算定 49
6. 温罨法、冷罨法及び電療料の算定 0
7. 多部位施術の算定 3
8. 長期施術の算定 33
9. 頻回施術に関する事 26
10. 施術情報提供料の算定 2
11. 部位転がしに関する事 43
12. 無傷 3
13. 自己施術 4
14. 自家施術 16
15. 療養の給付との関係 27
16. 鍼灸との併給 12
17. 支給判断 30
18. その他 1

⑦関係

これまでの検討専門委員会での議論では、患者が施術・請求内容を確認する取り組みを行っていくことの必要性については合意されているが、患者が施術・請求内容を確認する方法については、今後、検討することになっている。

患者が施術・請求内容を確認する方法については、検討専門委員会において、

- ① 施術者が、患者が前月分の請求後に来院した場合に、前月の支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する（既に明細書を交付している場合を除く。）
 - ② 施術毎に患者が施術内容を確認の上署名する方法
 - ③ 施術内容が分かる領収証を発行する方法
- が挙げられている。

検討専門委員会での議論では、

- 患者が請求内容を確認できていないのが不正の根本原因であるため、患者が請求内容を確認することが重要であるというご意見がある一方で、
- 施術者や患者に負担がかかり、これまでも多部位の原因記載、領収証の発行など全て施術者側に課せられて行ってきたが、不正の対策にはならなかった。また、柔整審査会の権限強化が始まったので、この結果を見て判断してもいいのではないかとのご意見があったところ。

⇒ 柔道整復療養費は年々減少しており、施術者のコストなどを考慮すると、現行発行されている領収書または明細書を活用し、負傷部位を追加するなどして、領収書または前月分の明細書のどちらかを発行することができないか。（様式は次ページ）

⑦関係

(別紙様式 1)

領 収 証

様

※	保険分合計	円
※	① 一部負担金	円
	② 保険外	円
	合計金額 (①+②)	円

※ 負傷部位

令和 年 月 日

追加

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電 話



(別紙様式 2)

明 細 書

様

	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
※ 保 険 分	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温電法料	円
	冷電法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<その他>	円
	計	円
※	① 一部負担金	円
	② 保 険 外	円
	合計金額 (①+②)	円

追加

※ (施術日数)

日

※ (負傷力所)

力所

※ (負傷部位)

追加

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

- 施術・請求内容の確認のため、以下の取組を行う。
- (1) 患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、一部負担金の算定の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付する。(現行どおり)
 - (2) 保険者等が、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができる。(29年10月～)
 - (3) さらに、施術者が、患者が前月分の請求後に来院した場合に、前月の支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する(既に(1)により明細書を交付している場合を除く。)などにより、患者が施術・請求内容を確認する取組について、平成31年中の実施に向けて検討する。
→ 患者による施術・請求内容の確認については、上記のほか、「施術毎に患者が施術内容を確認の上署名する方法」や、「施術内容が分かる領収書を発行する方法」なども考えられる。

⑦関係

【第14回(平成30年4月)検討専門委員会での主な意見】

保険者側等の意見

- 患者さんが請求内容を確認できていないのが不正の根本原因
- 今の支給申請書の内容では不正は起こってしまい防げない。患者が請求内容を確認できていないところに起因して、水増し、つけ増しが起こっているのは明確。現在の支給申請書の裏に「施術内容記録書」を添付すれば保険者も患者も請求内容がわかる。
- 療養費は健康保険法第87条にあるとおり、保険者がやむを得ないと認めたと判断した場合のみ支払われるもの。その保険者が適切であると判断する必要性があるため、「施術内容記録書」を要求している。

施術者側等の意見

- 今でも、負傷原因を聴取して、その上で負傷部位を確認し、施術を行って、施術が終了した後に患者に療養費の取扱いを説明した上で、一部負担金を徴収して、領収証を発行している。不正が全くないわけではなく、圧倒的に真面目な柔道整復師はるかに多い。

⑦関係

【第14回(平成30年4月)検討専門委員会での主な意見】

施術者側等の意見

- 反社会的勢力による不正の対策を講じるためにこの委員会が始まり、毎回署名の話が出てきた。実はこの事件の時には患者とグルになって署名を記載しており、この署名をいくら書いても意味がないことから、柔整審査会の権限強化、施術管理者研修を導入した。
また、多部位の原因記載、長期・頻回理由、日付の記載、領収証の発行と、全て施術者側に課せられて、今までやってきたが、不正の対策にはならなかったということで、柔整審査会の権限強化をスタートしたので、この結果を見て判断していただきたい。
- 支給申請書における委任欄の署名の目的は、受領委任のための署名であって、施術所に通っていることを確認するものではない。不正をやる人達は何をやっても不正する。
- 多くの接骨院は1人でやっている。そこに負担を強いるのか。まじめにやっている多くの柔整師、患者に負担を強いることが本当にいいのか。
- 限られた医療費の中で不正が行われるということは断じてならない。しかし、一方で全ての不正を確実に把握する方法があるかという点、「施術内容記録書」でも無理だと思う。
- 「施術内容記録書」が通らなければ、みんな自由診療にすればいいという発言は、ゆゆしき問題。柔道整復の療養を受けたい方がたくさんいる。適切な療養を受けている方が大部分。せっかく療養を受けて日々の生活が円滑に行われている方々の状況を全部自費にして保険診療から外すというのはおかしい話。鋭意検討し、関係者の合意を形成するというのが一番求められている。

- 現在、一部保険者と、電子請求に係るモデル事業を実施すべく、調整を行っているところであり、引き続き実施に向け作業を進める。
 - 電子請求の導入に当たって、現行の療養費支給申請の流れや電子請求の導入に当たって検討すべき具体的な事項を把握するため、一部の保険者、一部の施術者に対して実態調査を開始したところ。
 - さらに今後、請求の電子化や審査基準の明確化などの状況も踏まえながら、審査支払機関での統一的な審査などについても平成30年度から検討していく。
- ⇒ 電子請求については、実務的に整理が必要な項目が多く存在するため、実務者会合などで検討を行うこととしてはどうか。

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

- 1月に柔道整復療養費の電子請求に係る保険者会合を実施した。
- 参加者
 - 全国健康保険協会
 - 健康保険組合連合会
 - 国民健康保険中央会
 - 東京都国民健康保険団体連合会
 - 東京都後期高齢者医療広域連合
 - 厚生労働省保険局医療課
(保険局保険課、医療介護連携政策課保険データ企画室)
- 患者署名の実現方法や、記載項目のコード化、電子請求までの経過期間、復委任の整理など電子化を行うための課題、問題点を洗い出し、電子化を行うにあたっての検討を引き続き行うこととしている。

⑭不適正な広告の是正

- 柔道整復の広告について、ガイドラインの作成を検討し、ガイドラインに基づき、不適正な広告を掲げている施術所への指導を徹底する。
- ※ 平成30年度からガイドライン作成を含む広告に関する検討会を開催。

【開催状況】

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

第1回	平成30年	5月10日	広告の現状と課題について
第2回	平成30年	7月18日	施術団体からの広告に関する提案
第3回	平成30年	10月10日	地方公共団体、保険者からの広告に関する提案
第4回	平成30年	11月22日	これまでの議論を踏まえた論点整理
第5回	平成31年	2月14日	景品表示法の概要、表示等の適正化の取り組み
第6回	平成31年	3月18日	これまでの議論を踏まえた論点整理
第7回	令和元年	5月16日	これまでの議論を踏まえた論点整理
第8回	令和元年	11月14日	これまでの議論を踏まえた広告ガイドライン(案)作成方針

⇒ 検討会の議論を踏まえ、検討を行う。

⑩柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

- 柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態については、保険者で名寄せをして調査していただく必要があり、今後、調査方法等について保険者と調整する。
 - 保険者に柔道整復療養費とあはき療養費を併給している支給申請書の支給日や傷病名の関係などを調査するなど、調査方法等について引き続き、保険者と調整する。
- ⇒ ③判断に迷う事例の中で整理してはどうか。

⑪ 支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

- 支給申請書における負傷原因の記載について、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討することとされている。
 - 負傷原因の1部位目からの記載については、平成29年10月から、柔整審査会の権限の強化や重点的な審査の実施を行っているところであり、その実施状況を確認しながら、その必要性についてさらに検討することとする。
 - 柔整審査会の権限の強化について、柔整審査会における面接による確認の具体的な取扱いを平成30年12月に事務連絡を発出したところであり、その状況も踏まえながら引き続き検討する。
- ⇒ 柔整審査会（面接確認委員会を含む）の状況調査（29,30,31年度）について、令和2年度に状況調査を行う予定。

⑰負傷原因の1部位目から記載（専門委員会での主な意見）

【第13回（平成30年1月）、第14回（平成30年4月）専門委員会での主な意見】

保険者側等の意見

- 負傷原因を1部位目から記載することは意味がある。健保組合は患者調査を行って申請書に記載している内容と患者本人が申告している内容に相違がある場合には何らかの対応を行っているので、負傷原因を1部位目から記載することは非常に重要。
- 1部位目から負傷の原因を書く。施術したら、その費用を患者がその都度確認して署名する。それが正しい受領委任の在り方。
- 1部位目の関係は、そもそも1部位目からきちんと書くということは不正対策以前の問題で、請求する以上は、そこに何の原因があるかというのは当然。一番初歩的なことを外してしまうというのはどうかと思う。
- 1部位目からの記載というのは、基本的に実施をすべきではないかと考えている。4部位から3部位に多部位請求の受傷機転を書くという見直しによって、多部位請求の割合が大きく変わったという厳然たる事実がある。そういう意味では、直接的に不正対策ということにならないかもしれないが、施術所に対する牽制効果というか、そういうことにもつながっていく。間違った、うその受傷機転等を書けば、それは当然保険者としてもチェックは可能だし、不正対策として見抜くことも可能になると思う。

⑰負傷原因の1部位目から記載（専門委員会での主な意見）

【第13回（平成30年1月）、第14回（平成30年4月）専門委員会での主な意見】

施術者側等の意見

- 昨年から審査会の権限強化を行い、これまでになかった傾向審査を取り入れてやっている。1部位であっても、傾向的な請求であれば審査会から返すし、健保組合も1部位、1日施術の調査をしているはず。1部位から記載したからといって不正防止につながる話ではないと思う。
- 今まで3部位以上の請求に係る負傷の原因を記載していても、とんでもない人たちはとんでもないことをやってくる。審査会の権限強化を始めて見てみると、とんでもない施術者等は1部位目から負傷原因を書いている。傾向的に見ていかないとわからない。
1枚の支給申請書に書かれている負傷原因から何が見えるかというと、何も見えないので、一つの施術所から上がってくる支給申請書を全て傾向的に見なければわからない。1部位からの負傷原因というのは、小手先のもので、また同じような結果になってしまうと思う。
- 今までに領収証は既に出している。その上で支給申請の写しや明細書、1部位からの負傷原因の記載と、柔道整復師に事務の負担が増える議論ばかり。柔道整復師というのは事務屋ではなく、施術家だから大変。こういうものを検討するのであれば、それなりの費用も負担していただくことを一緒に検討していただきたい。

○健康保険法施行規則(大正15年7月内務省令第36号)

第66条 法第87条第1項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに負傷の経過

四～九 (略)

2～4 (略)

○ 昭和49年より「負傷の原因」欄には、次の各項目(4の項目については、船員保険に限る。)のうち該当するものを記載することで足りるものとされた。

1 業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。

2 第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)

3 業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。()

4 職務上(通勤)の原因による。

(注1)2に該当するときは、()内に自動車事故、その他の事故の別を記載すること。

(注2)3に該当するときは、()内に具体的な傷病の原因を記載すること。

○「柔道整復に係る療養費支給申請書の「負傷の原因」欄の記載について(通知)」(平成16年5月28日付け保医発第0528001号)

標記については、「『業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。』、『第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)』、『業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。』等の記載で差し支えないこととしているが、平成16年7月1日以降の施術分より、以下のように取扱うこととしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮を願いたい。

記

施術部位が4部位以上の請求書において、4部位目を所定料金の100分の33に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を療養費支給申請書に記載することとしたこと。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成22年5月24日付け保医発0524第3号)

1 柔道整復施術療養費支給申請書への記載について

(1) 3部位以上の請求に係る負傷の原因について

本年9月1日以降の施術分から、施術部位が3部位以上の柔道整復施術療養費支給申請書(以下「申請書」という。)において、3部位目を所定料金の100分の70に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとしたこと。

(2) (略)

⑮問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

- 問題のある患者について、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、現在、あはき療養費についても、長期・頻回の施術について同様の仕組みを検討しているところであり、その検討状況を踏まえながら、引き続き検討する。
 - 柔整審査会において、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために、施術管理者等を面接によって確認する取組例を平成30年12月に事務連絡において示したところであり、その状況を確認しながら、検討してはどうか。
- ⇒ 柔整審査会（面接確認委員会を含む）の状況調査（29,30,31年度）について、令和2年度に状況調査を行う予定。
また、③判断に迷う事例の中で併せて検討してはどうか

その他(復委任について)

- 昨年末に、大阪に事務所がある接骨院グループの一部の店舗が、事実と異なる療養費を請求していた疑いがあるとして報道された。
- このグループ内の整骨院の請求は、関連の請求代行会社に取りまとめて提出する仕組みであったと報道されているが、このような復委任の取扱いについて、今後、検討してはどうか。

柔整審査会の審査状況調査について

調査対象：全国健康保険協会都道府県支部柔道整復療養費審査委員会
国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会

調査内容：平成29年度、30年度、31年度の柔整審査会の審査状況等について、令和2年度に実施

調査項目：1. 柔整審査会（面接確認委員会を含む）の体制について

（1）柔整審査会の設置状況

（2）柔整審査会の組織構成

2. 柔整審査会の実施状況について

（1）柔整審査会の開催回数

（2）審査状況

（3）都道府県内での情報交換会の状況

（4）審査基準要綱

3. 面接確認委員会の設置状況について

（1）面接確認委員会の設置

（2）面接確認委員会の設置要綱及び実施要領

4. 面接確認委員会の実施状況について

（1）面接確認実施日数

（2）面接確認実施施術所数

（3）面接確認実施後の状況

（4）面接確認結果の情報提供

（5）独自に行っている取組

5. その他

療養費の推移

(金額：億円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国民医療費	374, 202	385, 850	392, 117	400, 610	408, 071	423, 644	421, 381	430, 710
対前年度伸び率	3. 9%	3. 1%	1. 6%	2. 2%	1. 9%	3. 8%	-0. 5%	2. 2%
柔道整復	4, 068	4, 085	3, 985	3, 855	3, 825	3, 789	3, 636	3, 437
対前年度伸び率	1. 1%	0. 4%	-2. 5%	-3. 2%	-0. 8%	-0. 9%	-4. 0%	-5. 5%
はり・きゅう	315	352	358	365	380	394	407	411
対前年度伸び率	7. 5%	11. 7%	1. 8%	1. 8%	4. 3%	3. 6%	3. 4%	1. 1%
マッサージ	516	560	610	637	670	700	707	727
対前年度伸び率	12. 4%	8. 5%	9. 0%	4. 5%	5. 2%	4. 4%	1. 0%	2. 7%
治療用装具	387	396	406	405	421	425	438	443
対前年度伸び率	10. 6%	2. 3%	2. 6%	-0. 4%	4. 0%	1. 1%	3. 0%	1. 2%

(注1) 保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の療養費の算出について

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。
- ・ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（厚生（支）局別）

厚生（支）局	①集団指導（人）			②個別指導（件）			③監査（件）			④中止等（件）			（参考）情報提供		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
北海道	760	594	488	4	1	5	0	0	0	0	0	0	13	32	14
東北	184	198	208	7	6	7	1	1	0	0	1	0	48	58	29
関東信越	1,681	1,781	1,250	12	8	8	3	3	4	4	5	2	262	297	208
東海北陸	398	459	465	19	10	12	0	1	1	0	0	1	82	83	100
近畿	774	754	809	31	31	18	8	7	5	1	4	5	145	134	76
中国四国	147	152	164	6	9	9	1	1	1	1	1	1	43	68	21
四国	101	94	113	4	1	0	1	0	0	1	0	0	13	15	22
九州	524	526	595	19	6	8	3	4	1	3	4	1	101	71	46
計	4,569	4,558	4,092	102	72	67	17	17	12	10	15	10	707	758	516

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数

※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔道整復師の施術に係る療養費の料金改定について

論点：平成30年度の改定については、再検料の引き上げ、金属副子等加算の包括化、柔道整復運動後療料の新設を行ったが、令和2年度の改定については、どの項目にどのような改定を行うか。

現在の算定基準(令和元年10月1日適用)		初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	・初検料(1,520円) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料(50円)	・再検料(410円)		
	・往療料(1,860円) ・往療距離加算(2km毎に800円)			
施術の内容や部位数 によるもの	・整復料(骨折) (5,400円～11,700円)	・後療料(820円) ※3部位以上は60%逡減の対象		
	・固定料(不全骨折) (3,800円～9,400円)	・後療料(690円) ※3部位以上は60%逡減の対象		
	・整復料(脱臼) (2,500円～9,200円)	・後療料(690円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逡減の対象		
	・施療料(打撲、捻挫) (760円)	・後療料(505円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逡減の対象		
	・冷電法料(85円)、温電法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逡減の対象			
	・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで(1,000円)			
	・柔道整復運動後療料(骨折、脱臼、不全骨折) (320円)			
	・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の 保険医療機関への文書による患者紹介を行った 場合の情報提供料(1,000円)			

柔道整復師の施術に係る療養費の算定について【平成30年6月～】

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	・初検料(1,460円) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料(50円)	・再検料(320円)→ (400円)	
	・往療料(1,860円) ・往療距離加算(2km毎に800円)		
施術の内容や部位数 によるもの	・整復料(骨折) (5,200円～11,500円)	・後療料(810円) ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・固定料(不全骨折) (3,600円～9,200円)	・後療料(680円) ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・整復料(脱臼) (2,300円～9,000円)	・後療料(680円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・施療料(打撲、捻挫) (760円)	・後療料(505円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・冷罨法料(85円)、温罨法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象		
	・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 初回のみ(小型:680円、中型:910円、大型1,030円) → 3回まで(一律:950円)		
	・柔道整復運動後療料(骨折、脱臼、不全骨折)【新設】 (0円) → (310円)		
	・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の 保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の 情報提供料(1,000円)		

柔道整復師の施術に係る療養費の算定について【令和元年10月～】

消費税の引き上げに伴うもの		初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの		・初検料(1,460円)→(1,520円) (時間外、夜間、休日の加算あり)	・再検料(400円)→ (410円)	
		・初検時相談支援料(50円)		
		・往療料(1,860円) ・往療距離加算(2km毎に800円)		
施術の内容や部位数 によるもの	・整復料(骨折) (5,200円～11,500円)→(5,400円～11,700円)	・後療料(810円)→(820円) ※3部位以上は60%逓減の対象		
	・固定料(不全骨折) (3,600円～9,200円)→(3,800円～9,400円)	・後療料(680円)→(690円) ※3部位以上は60%逓減の対象		
	・整復料(脱臼) (2,300円～9,000円)→(2,500円～9,200円)	・後療料(680円)→(690円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象		
	・施療料(打撲、捻挫) (760円)	・後療料(505円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象		
	・冷罨法料(85円)、温罨法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象			
	・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで(一律:950円)→(1,000円)			
	・柔道整復運動後療料(骨折、脱臼、不全骨折) (310円)→(320円)			
	・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の 保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の 情報提供料(1,000円)			

過去の療養費料金改定について

(参考) 平成10年以降の改定率

(単位: %)

改定年月(医科)	医科	改定年月(療養費)	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう
平成10年4月	1. 5	平成10年7月	0. 8	0. 6	0. 7
平成12年4月	2. 0	平成12年6月	1. 1	0. 9	1. 0
平成14年4月	△1. 3	平成14年6月	△0. 65	△0. 65	△0. 65
平成16年4月	0. 0	平成16年6月	0. 0	0. 0	0. 0
平成18年4月	△1. 5	平成18年6月	△0. 75	△0. 75	△0. 75
平成20年4月	0. 42	平成20年6月	0. 21	0. 21	0. 21
平成22年4月	1. 74 (外来0. 31)	平成22年6月	0. 0	0. 15	0. 15
平成24年4月	1. 55	平成25年5月	0. 0	0. 0	0. 0
平成26年4月	(消費税分1. 36)	平成26年4月	0. 68	0. 68	0. 68
平成28年4月	0. 56	平成28年10月	0. 28	0. 28	0. 28
平成30年4月	0. 63	平成30年6月	0. 32	0. 32	0. 32
令和元年10月	(消費税分0. 88)	令和元年10月	0. 44	0. 44	0. 44
令和2年 4月	0. 53				

(注) 平成26年及び令和元年は消費税引き上げに伴う改定であり、医科欄の改定率は診療報酬全体改定率である。